○品質確保法に基づく登録・届出書類一覧○

事由	給油所の新設		運営者交替		設備の変更	給油所の廃止		会社組織の変更		法人の合併	事業の全部譲渡	事業の一部譲渡	個人の相続（注１）			登録事項変更					品質管理者の選解任	揮発油品質維持計画認定		
																法人の代表者及び業務担当役員交代	事業者の社名・住所	給油所の名称	給油所の住居表示				
分類	新規登録業者の場合	既登録業者の場合	新規登録業者の場合	既登録業者の場合	タンク・計量器増減	一部廃止する場合	全部廃止（廃業）の場合	法人↑↓個人（承継未該当）	商法等の組織変更の場合	吸収合併・新設合併	新規業者の場合	新設分割・吸収分割	相続権者一人	複数相続権者一人選定	複数相続権者共同承継	担当役員（代表者）交替	代表者のみ交替					新規認定の場合	流通経路を変更する場合	計画認定更新の場合
区分	登録	変更登録	登録	変更登録	変更届	変更登録	廃止届	登録	変更届	承継届	承継届	承継届	承継届	承継届	承継届	変更登録	変更届	変更届	変更届	変更届	品管届	認定	変更届	変更認定
申請（届出）時期	事前	事前	事前	事前	事後	事後	事後	事前	事後	事後	事後	事後	事後	事後	事後	事前	事後	事後	事後	事後	事後	事前	事後	事前
根拠条項 法律	3,4	8	3,4	8	8	8	9	3,4	8	7	7	7	7	7	7	8	8	8		8	14			
根拠条項 施行規則	3	7	3	7	8	7	9	3	8	6	6	6	6	6	6	7	8	8			12	14-2	14-6	14-7
申請様式	1	6	1	6	7	6	8	1	7	3	3	3	3	3	3	6	7	7	7	7	9	10	11	12
添付書類 様式第２（事業計画書）	◎	◎	◎	◎				◎																
添付書類 様式第４（相続同意証明書）														◎										
添付書類 様式第５（相続証明書）													◎	◎	◎									
添付書類 品質管理者の資格証明（危険物取扱主任免状写等）	◎	◎	◎	◎				◎					◎	◎	◎						◎↑選任時			
添付書類 様式第１３（分析委託届出）又は分析受託証明書	◎	◎	◎	◎				◎																
添付書類 登記簿謄本（相続時は戸籍謄本）又は住民票	◎		◎					◎	◎	◎	◎	◎	◎ 相続は戸籍謄本	◎	◎	◎	◎	◎						
添付書類 誓約書（第６条に未該当）	◎		◎					◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎								
添付書類 消防の許可・確認書（写）	◎	◎																						
添付書類 住居表示変更通知書等																			◎					
添付書類 経路証明書・誓約書																						◎		◎
添付書類 品質契約書・約款（写）																						◎		
添付書類 分析結果通知書																						◎		◎
添付書類 登録免許税納付書・領収証書（注３）	◎		◎					◎																
備考	定款（注２）		（前運営者廃止手続き添付の場合は除く）譲渡・賃貸借契約書写し			譲渡の場合は「○×石油運営」と記載		譲渡契約書写し		合併契約書写し	事業譲渡証明書（様式３－２）・営業譲渡契約書	事業承継証明書（様式５－２）・営業譲渡契約書（注４）	相続権者・被相続人関係図		相続権者・被相続人関係図・法連絡責任者届		個人の場合代表者交代→相続又は全部譲渡					維持計画認定は失効する	

提出部数正本１通

（注意）

１．２人以上の相続人が複数給油所を分割相続する場合は、法第７条の承継に該当しません。
　　各相続人は、それぞれ登録申請又は変更登録申請が必要です。

２．法人の登記簿謄本の事業目的に揮発油販売業が含まれていない場合は、定款で確認することとなります。

３．揮発油販売業者として新規に登録する場合は、登録免許税(30,000円)を仙台北税務署に納付する必要があります。

４．揮発油販売業の部門全部が譲渡された事が記載されている必要があります。

５．変更内容が変更届と変更登録にまたがる場合、変更登録申請書にまとめて記載、申請することが出来ます。
　（会社住所変更と担当役員交代の申請の場合、変更登録申請書にまとめて記載出来ます。）

６．必要な場合には、上記書類以外に別途資料の提出を求めることがあります。